

## 市原火力発電所建設計画 計画段階環境配慮書の審査に係る留意点

本事業は、千葉市に隣接する市原市の千種海岸東燃ゼネラル石油株式会社千葉工場内に約100万kWの石炭火力発電所を建設する計画である。

事業地周辺は、石油コンビナート等が立地する工業専用地域であり、大きな工場が集積している。

### 1. 大気質に関すること

- (1) 発電所の稼働により、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の排出が想定される。
- (2) 本市の大気環境については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素は全地点で環境基準を達成しているものの、微小粒子状物質は一部の地点で、光化学オキシダントは全ての地点で達成していない。
- (3) 本市中央区の一部地域は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく、旧第一種地域の指定を昭和63年まで受けていた。
- (4) 臨海部で、粉じんによる苦情が寄せられている。
- (5) 石炭火力発電所は、平成27年6月に公布された改正「大気汚染防止法」により、水銀排出施設として規制が見込まれる。

### 2. 水質汚濁に関すること

- (1) 事業計画において、温排水の放出が検討されているが、東京湾には、既設発電所を始め多くの事業者から湾内に多量の温排水が排出されている。
- (2) 本市の公共用水質調査の結果では、海域においてCOD、全窒素は環境基準を達成しているが、全りんについては一部達成していない。
- (3) 東京湾は、赤潮、青潮の発生が見られ、COD、窒素及びりんの負荷量削減が求められる閉鎖性水域である。

### 3 騒音・振動に関すること

事業計画において使用が予定されている国道は、首都圏主要都市を結ぶ幹線道路となっており、本市域内の一部地点で騒音に係る環境基準が達成されていない。

### 4 廃棄物に関すること

事業計画では、すべての石炭灰をセメント材料等として有効利用するとされているが、現在、多くの石炭火力発電所の建設が検討されており、今後、全国的に石炭灰の発生量が増大することから、安定した処理に対し、懸念される。

## 5 温室効果ガスに関すること

- (1) 「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」において、  
「事業者は、(B) 商用プラントとして着工済みの発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術の採用の可能性を検討した上で、(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術以上のものとするよう努めること」とされており、当該計画は (A) の技術を採用している。

一般的な石炭火力発電所は、天然ガス火力発電所よりも2倍程度の温室効果ガスが排出される。

- (2) 日本は、温室効果ガス削減目標を定めた「日本の約束草案（国連提出）」において、温室効果ガス削減目標を2030年度に2013年度比26%削減とし、その中でエネルギーミックスとしては、石炭火力発電を26%程度としている。

しかしながら、全国で石炭火力発電の建設の検討が進められており、2013年時点で既に26%を超過しており、温室効果ガス削減への自主的な取組が具体的に示されていないことから、先行する他建設計画に対し、環境大臣が経済産業大臣に「是認しがたい」との意見を述べている。